この資料は業務の参考のための仮訳です。 利用者が当情報を用いて行う行為については、 利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

# 植物検疫措置に関する国際基準

# ISPM 3

生物的防除資材及びその他の有用生物の輸出、輸送、輸入 及び放飼に関する指針

2005 年採択; 2017 年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関(FAO)のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

©FAO, 2017

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは http://www.fao.org/contact-us/licencerequest を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト(www.fao.org/publications)で入手が可能であり、また publicationssales@fao.org を通じて購入できる。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

### 発行の過程

基準の公式な部分ではない

- 1991年 9月 EWG が起草。
- 1992 年 5 月 TC-RPPOs がトピック生物的防除資材の輸入及び放飼に関する行動規範(1992-001)を追加。
- 1992 年 5 月 TC-RPPOs が草案を修正し、MC に承認。
- 1993 年 MC に送付。
- 1994 年 5 月 CEPM-1 が草案を修正し、案の完成を要求。
- 1995 年 5 月 CEPM-2 が採択のための草案を修正。
- 1995 年 11 月 第 28 回 FAO 会議で基準を採択。
- ISPM 3. 1995. 外国産の生物的防除資材の輸入及び放飼に関する行動規範、FAO, IPPC, ローマ
- 2000 年 5 月 ISC-1 がトピック ISPM3 の改訂(2000-001)を追加。
- 2001 年 5 月 ISC-3 が仕様書 4 ISPM3 の改訂を承認。
- 2002 年 4 月 ICPM-4 でトピックを追加。
- 2002年12月 EWG が基準を修正。
- 2003 年 4 月 ICPM-5 で優先度の高いトピックを言及。
- 2003 年 5 月 SC-7 が基準を修正し、CAB(カリブ海及びラテンアメリカ地域センター)の専門家の検討を要求。
- 2003 年 CAB の見直しが提出(バイオコントロールニュース及びインフォメーション 2003 vol.24)。
- 2004年4月 SC が基準を修正し、MC に承認。
- 2004年6月 MCに送付。
- 2004年11月 SC が採択のための基準を修正。
- 2005 年 4 月 ICPM-7 で修正された基準が採択。
- ISPM 3. 2005. 生物的防除資材及びその他の有用生物の輸出、輸送、輸入及び放飼に関する指針 FAO, IPPC, ローマ
- 2010 年 7 月 IPPC 事務局が CPM-5(2010)によって言及されたインク修正を適用。
- 2015 年 6 月 IPPC 事務局が CPM-10(2015)での基準手続の取消後、インク修正及び再フォーマットされた基準を取込。
- 2017 年 4 月 CPM は用語集の"検疫施設"に代わる"検疫所"に関するインク修正に言及。IPPC 事務局がそのインク修正を組込。

出版の過程の最近修正:2017年4月

# 目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

背景

#### 要件

- 1. 責任当局の指定及び一般責任の説明
  - 1.1 締約国
  - 1.2 一般責任
- 2. 病害虫リスクアナリシス
- 3. 輸入前の締約国の責任
  - 3.1 輸入締約国の責任
  - 3.2 輸出国の NPPO の責任
- 4. 輸入前の輸入者の文書に関する責任
  - 4.1 対象生物に関する文書の要件
  - 4.2 生物的防除資材又はその他の有用生物に関する文書の要件
  - 4.3 潜在的危険及び緊急計画に関する文書の要件
  - 4.4 検疫での調査に関する文書の要件
- 5. 輸出者の責任
  - 5.1 大量放飼予定の生物に関する特定の責任
- 6 輸入時の輸入締約国の NPPO 又は他の責任当局の責任
  - 6.1 検査
  - 6.2 検疫
  - 6.3 放飼
- 7 放飼前、放飼時及び放飼後の NPPO 又は他の責任当局の責任
  - 7.1 放飼
  - 7.2 文書化
  - 7.3 モニタリング及び評価
  - 7.4 緊急計画
  - 7.5 情報伝達
  - 7.6 報告

# 採択

この基準は、1995 年 11 月に FAO の第 28 回委員会で、外国産の生物的防除資材の輸入及び放飼に関する行動規範として、初めて採択された。最初の改訂は、2005 年 4 月の植物検疫措置に関する暫定委員会で現在の基準として採択された。

# 序論

#### 適用範囲

この基準は、生物的防除資材及びその他の有用生物の輸出、輸送、輸入及び放飼に関連するリスク管理に関する指針を定めるものである。それは、IPPC締約国、国家植物防疫機関(NPPO)又はその他の責任当局、輸入者及び輸出者(この基準の記載と同様)の責任を一覧にしている。この基準では、不妊虫及び他の有用生物(菌根類及び受粉媒介生物)と同様に、自己増殖が可能な生物的防除資材(捕食寄生者、捕食動物、寄生者、線虫、草食動物並びに糸状菌、細菌及びウイルスのような病原体を含む)を扱い、商業生産物としてこん包され、又は調製されたものを含む。また、この基準には非土着の生物的防除資材及びその他の有用生物を検疫所で調査するための輸入に関する規定も含められている。

この基準の適用範囲には、遺伝子組換え生物、生物農薬の登録又は脊椎動物の害虫駆除を意図した微生物は含まれない。

# 参照

現在の基準は、植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)を参照している。ISPM は IPP (https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispms.) で入手可能である。

**CBD**. 1992. Convention on Biological Diversity. Montreal, CBD. **IPPC**. 1997. International Plant Protection Convention. Rome, IPPC, FAO

#### 定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5 (植物検疫用語集) に記載されている。

## 要件の概要

この基準は、生物的防除資材及びその他の有用生物の安全な輸出、輸送、輸入及び放飼を促進することを目的とする。これに関連する責任は、締約国、NPPO 又はその他の責任当局並びに輸入者及び輸出者にある。

締約国又は締約国に指定された当局は、生物的防除資材及びその他の有用生物の輸出、輸送、輸入及び放飼に関連する適切な植物検疫措置を考慮し実施すべきであり、必要な場合には、関連する輸入許可証を発行すべきである。

この基準において説明されているように、NPPO 及びその他の責任当局は次のことを行うべきである。

- 生物的防除資材及びその他の有用生物を輸入する前、又は放飼する前に、病害虫リスクアナリシスを実施すること

ISPM 3-4 国際植物防疫条約

<sup>1</sup> この基準は、他の国際的な協定に基づく締約国の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。 他の国際的な協定の規定は、生物多様性条約 (CBD) など適用される場合がある。

- 輸出証明を行う際に、輸入締約国の植物検疫輸入要件が遵守されていることを確保すること
- 生物的防除資材及びその他の有用生物の輸出、輸送、輸入又は放飼に関連する文書を適宜入 手し、提供し、評価すること
- 生物的防除資材及びその他の有用生物が指定された検疫所又は大量飼育施設に直接搬入されたか、又は適宜、環境への放飼に直接回されたことを確保すること
- 対象生物及び対象外生物への影響を評価するために、生物的防除資材又は有用生物の放飼の モニタリングを奨励すること

輸出者の責任及び輸出者に対する勧告としては、生物的防除資材及びその他の有用生物の積荷が輸入国の植物検疫輸入要件及び関連国際協定に適合することを確保すること、積荷を安全にこん包すること、並びに生物的防除資材又はその他の有用生物に関する適当な文書を提供することが挙げられる。

輸入者の責任及び輸入者に対する勧告としては、対象有害動植物及び生物的防除資材又はその他の有用生物に関する適当な文書を輸入国の NPPO 又はその他の責任当局に提供することが挙げられる。

#### 背景

国際植物防疫条約 (IPPC) は、植物及び植物生産物に対する有害動植物のまん延及び侵入を防止するための共同の、かつ、有効な行動の確保と、その防除のための適当な措置の促進に基づいている (IPPC 第1条)。この枠組みにおいて、IPPC の規定は、特に国際輸送に関して、植物に対する有害動植物が宿り、又はまん延する可能性があるあらゆる生物に適用される (IPPC 第1条)。

IPPCは、生物的防除資材及びその他の有用生物の規制に関する以下の規定が含まれている。第 VII.1 条は次のように明記している。:

自国の領域に規制有害動植物が侵入し、及び/又はまん延を防止する目的をもって、締約国は適用のある国際協定に従い、植物、植物生産物並その他の規制品目の搬入を規制する主観的権限を有するものとし、以下を行うことができる。:・・・・

- (c) 規制有害動植物の自国の領域内への移動を禁止し、又は制限すること
- (d) 有益と主張されるが植物検疫上懸念される生物的防除資材及びその他の生物について、 自国の領域内への移動を禁止し、又は制限すること

ISPM 20 (植物検疫輸入規制制度に関する指針) セクション 4.1 には、生物的防除資材の規制への参照が含まれている。同セクションは次のように明記している。:

規制の対象となる可能性のある輸入品目には、規制有害動植物に寄生又は汚染されている可能性のある品目が含まれる。・・・以下は規制品目の例である。:・・・

一 有害動植物及び生物的防除資材

この ISPM 3 修正版では、植物検疫措置に関する指針、並びに生物的防除資材及びその他の有用な生物の安全な使用のための推奨される指針を定めている。一部の例では、これらの指針の範囲は上述の IPPC の範囲及び規定を超えているとみなされる場合もあるだろう。例えば、この基準の本来の枠組みは植物検疫上の懸念に関するものであるが、この基準において言及されている「安全な」使用とは、より広い意味で、すなわち植物検疫に関係のない他のマイナスの影響を最小限にするという意味で、解釈されるよう意図されている。植物検疫上の懸念としては、新たに導入される生物的防除資材は主として他の対象外生物に影響を及ぼすものであろうが、それによって結果的に植物種、又は生息地における植物の健康若しくは生態系に有害な影響を及ぼすかもしれないということがある。しかしながら、それはこの基準のいかなる側面も IPPC 若しくはその ISPM の範囲又は義務を何らかの方法で変更することを意図していない。

改定基準のこの構成は、広範に元の ISPM 3 (外国産の生物的防除資材の輸入及び放飼に関する行動規範) と同じ構成であり、その内容は主として生物的防除資材及びその他の有用生物の使用に関するリスク管理に基づいている。生物的防除資材及びその他の有用生物に関する病害虫リスク評価を実施するための適当な基本手続きは、病害虫リスクアナリシスに関する現行の基準 (ISPM 2 (病害虫リスクアナリシスに関する枠組み) 及び ISPM 11 (検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス) において定められていることが認識されている。特に ISPM 11 には、環境リスクに関連する病害虫リスク評価に関する規定を含み、また、この側面では、生物的防除資材の使用に関する環境上の懸念を対象としている。

IPPC は、国際的に承認された環境保護に関する原則を考慮に入れている(前文)。その主な目的には、適当な植物検疫措置を促進すること(第 I.1 条)が含まれている。締約国は、この基準及びその他の適当な ISPM に従って病害虫リスクアナリシスを実施し、関連する植物検疫措置を策定し適用する際には、生物的防除資材及びその他の有用生物の放飼が環境に対してより広範な影響<sup>2</sup>(例えば、対象外の無脊椎動物への影響)について検討すべきである。

ISPM 3-6 国際植物防疫条約

.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 環境リスクの分野に関する国際フォーラムにおいて、入手可能な専門知識、手段及び研究を必要に応じて考慮すべきである。

この基準の大部分は、生物的防除資材又はその他の有用生物それ自体が潜在的病害虫になりうるという前提に基づいており、その意味で、IPPC 第 VII.1(c)条が適用される。というのも締約国は規制有害動植物の自国の領域内への移動を禁止又は制限することができるからである。場合によっては、生物的防除資材又はその他の有用生物は、植物に対する有害動植物、超捕食寄生者、超寄生者及び昆虫病原体のキャリア又は経路になりうる。この意味で、生物的防除資材及びその他の有用生物は、IPPC 第 VII.1 条及び ISPM 20 において記述されている規制品目と考えることができるかもしれない。

# 基準の目的

この基準の目的は次のとおりである。:

- 生物的防除資材及びその他の有用生物の安全な輸出、輸送、輸入及び放飼を促進するために、 特に国内法が存在しない場合にはその策定により、すべての関係する公共及び民間団体のために指針を提供すること。
- 以下のために、輸入国と輸出国の協力の必要性を説明すること。:
  - ・ 生物的防除資材又はその他の有用生物を使用して得られる効果が、最小限の有害な影響で 達成されるようにすること。
  - ・ 効率的かつ安全な使用を確保しつつ不適切な取扱い又は使用により生じる環境へのリスクを最小限に抑える慣行が促進されるようにすること。

これらの目的をサポートする指針は次のとおりである。:

- 責任ある貿易慣行を奨励する。
- 各国が生物的防除資材及びその他の有用生物の安全な取扱い、評価及び使用に関する規制を 立案するよう援助する。
- 生物的防除資材及びその他の有用生物の安全な輸出、輸送、輸入及び放飼のためのリスク管 理勧告を定める。
- 生物的防除資材及びその他の有用生物の安全な使用を促進する。

# 要件

#### 1. 責任当局の指定及び一般責任の説明

#### 1.1 締約国

締約国は、関連する植物検疫措置及び手順に従い、生物的防除資材及びその他の有用生物の輸出証明について責任を負い、その輸入又は放飼を規制するために適当な能力を有する当局(通常そのNPPO)を指定すべきである。

締約国は、生物的防除資材及びその他の有用生物の輸出、輸送、輸入又は放飼のために適当な植物 検疫措置を実施するための規定を設けるべきである。

#### 1.2 一般責任

NPPO 又は他の責任当局はこの基準の実施のための手順を定めるべきである。これには、セクション4に明記されている関連文書の評価のための手順が含まれる。

NPPO 又は他の責任当局は次のことを行うべきである。:

- 生物的防除資材及び他の有用生物の輸入又は放飼の前に、病害虫リスクアナリシスを行うこと。

- 輸出証明の際に、輸入国の規制に従っていることを確保すること。
- 必要に応じて、生物的防除資材及びその他の有用生物の輸出、輸送、輸入又は放飼に関連する文書を提供し、評価を行うこと。
- 生物的防除資材及びその他の有用生物が直接指定検疫所に搬入され、あるいは適宜、大量飼育施設に回され、又は直接環境への放飼に回されることを確保すること。
- 輸入者及び適当な場合は、輸出者が確実にそれぞれの責任を果たすことを確保すること。
- 対象外の無脊椎動物への影響など、環境への影響の可能性を考慮すること。

NPPO 又は他の責任当局は、以下に関して、他の NPPO 又は関連当局を含む関連当事者とのコミュニケーションを維持し、必要に応じて調整を図るべきである。:

- 生物的防除資材及びその他の有用生物の特性
- 環境リスクを含むリスクの評価
- 輸送中の内容表示、こん包及び保管
- 発送及び取扱手順
- 流通及び貿易
- 一 放飼
- 成績の評価
- 情報交換
- 予期しない及び/又は有害な事態の発生、これには是正のために取られた措置を含む

# 2. 病害虫リスクアナリシス

輸入国の NPPO は、ある生物について病害虫リスクアナリシス (PRA) を行う必要があるかどうかを決定すべきである。NPPO 又は他の責任当局は、その他の国の立法上の要件が満たされていることを確認する責任があるが、これらは IPPC に基づく義務ではない。

病害虫リスク評価は、適宜、ISPM 2 及び/又は ISPM 11 のステージ 2 に従って行われるべきであり、その際には、それらの基準に定められている不確実性及び潜在的な環境的重要性を考慮に入れるべきである。病害虫リスク評価の実施に加えて、締約国は、対象外の無脊椎動物への影響など、環境への影響の可能性を考慮すべきである。

ほとんどの締約国は、輸入前にPRAを完了するよう要求している。また、ISPM 20 に記載されているように、PRA などによる技術的正当化は、有害動植物を規制すべきか否か、また、それらに対する植物検疫措置の強度を決定するために必要である。該当する場合、提案された生物の病害虫リスク評価が輸入前に実施又は完了していない場合は、放飼前に完了すべきである(セクション 7 参照)。しかしながら、放飼前に、安全な施設での研究及び評価のために生物的防除資材及びその他の有用生物を輸入する必要があるかもしれないと認識されている。また、ISPM 20 では、締約国は科学的研究のために生物的防除資材又はその他の有用生物を輸入するための特別規定を設けることができ、そのような輸入は十分な保護措置を講じることを条件に認められると明記している。NPPO は、適宜、ISPM 11 に従った完全な PRA が放飼前に完了されるという見込みで、そのような輸入に備えるべきである。植物検疫対象外のリスクが特定された場合は、可能な行動のために、適当な他の当局への照会を要する場合がある。

生物的防除資材又はその他の有用生物の輸入の前に、リスク評価の正確さと信頼性を確認するため、輸出国においてさらなる科学的調査を実施することが重要かもしれない。数ある選択肢の中で、NPPO 又は他の責任当局は、適宜、輸出国の当局と協力し、関連手順及び規制に従い、そのような科学的調査の可能性を検討することがある。

ISPM 3-8 国際植物防疫条約

# 3. 輸入前の締約国の責任

#### 3.1 輸入締約国の責任

締輸入締約国又はその NPPO 若しくは他の責任当局は、以下のことを行うべきである。

- 3.1.1 この基準についての認識を高め、その遵守を促進し、生物的防除資材及びその他の有用生物の輸入、輸送又は放飼を規制するために必要な植物検疫措置を国内に導入し、有効な施行のための規定を設ける。
- 3.1.2 対象有害動植物並びに生物的防除資材及びその他の有用生物に関して輸入者から提出された文書(セクション4参照)について、リスクの容認できる水準に関する評価を行う。締約国は、評価されたリスクに適した生物的防除資材の輸入、輸送、検疫所(研究施設の認可、並びに封じ込め及び廃棄のための植物検疫措置を含む)又は放飼のための適当な植物検疫措置を定めるべきである。当該生物的防除資材又はその他の有用生物がすでに国内に存在する場合は、この生物の汚染又は寄生がないこと、又は同種の国内遺伝子型との交配によって新たな植物検疫上のリスクが生じないことを確保するためにのみ、規制が必要となる場合がある。これらの理由により大量放飼が制限される場合もありうる。
- 3.1.3 輸出国、輸出者及び輸入者の満たすべき要件を記載した規則を発行する<sup>3</sup>。これには、適当な場合には、次のものを含めることができる。
  - 付随する許可書(輸入許可証又はライセンス)の発行
  - ISPM12 (植物検疫証明書) に従って行う植物検疫証明
  - 特定の証明書類
  - 検疫時の生物の信頼できる同定及び参照標本の提供
  - 生物的防除資材及び又はその他の有用資材の供給源の仕様書 該当する場合、原産地及び/又は生産地を含む
  - 生物的防除資材又はその他の有用生物の天敵並びに汚染又は寄生を防ぐために講じる 予防措置
  - 輸送及び保管中の積荷のこん包に関する要件
  - こん包の処分に関する手順
  - 文書を検証する手段
  - 積荷の内容を検証する手段
  - こん包を開ける条件
  - 搬入地点の指定
  - 積荷を受け取る人又は組織の特定
  - 生物的防除資材又はその他の有用生物が保管される施設の要件
- 3.1.4 次の文書に関する手順が設けられていることを確保すること
  - 病害虫リスクアナリシス
  - 輸入(同一性、原産地、日付)
  - 育成、飼育又は繁殖

<sup>3</sup> 他の国際協定の規定でも生物的防除資材又はその他の有用生物の輸入を扱っているものがあるかもしれない(例えば、生物多様性条約)。

- 放飼(放飼量、放飼日、放飼場所)
- その他の関連データ

それらの記録は、データの所有権を保護しつつ、適宜、科学界及び一般人に公開されることがある。

- 3.1.5 適当な場合、検疫所によって、積荷の搬入と必要な処理を確保すること。輸入国に適切な検疫所がない場合は、輸入締約国の認める第三国の検疫所を通じて輸入することを検討しても良い。
- 3.1.6 病害虫リスクアナリシスにより、当該生物的防除資材又は有用生物に関連する他の生物が侵入するリスクを考慮すること。考慮する際には(原則を念頭に置いて必要性と影響が最小限の場合は)、輸入された生物的防除資材及び他の有用生物を放飼前に検疫で培養することを義務付ける植物検疫措置を考慮の対象に含めるべきである。最低一世代の培養を行えば、培養物の純度を保証することができ、また超寄生体及び病原体又は関連する有害動植物が存在しないことを確保することができると共に、確実な同定を容易にすることができる。生物的防除資材及びその他の有用生物が野生から収集された場合には、特に(最低一世代の培養を行うことが)望ましい。
- 3.1.7 できれば、輸入された生物的防除資材又はその他の有用生物(及び必要に応じて寄主)の正確に同定された参照標本がコレクションに保存されることを確保すること。入手可能であれば、自然変異を含めるために一連の標本を保存しておくことが望ましい。
- 3.1.8 不妊虫法(SIT)の場合、不妊虫を野生虫と区別するためのマークを付けることがある。
- 3.1.9 最初の輸入又放飼後、病害虫リスクアナリシス(必要性及び最小限の影響の原則に合致)による検討がされることで、同じ生物的防除資材又はその他の有用生物のさらなる輸入について、輸入要件の一部又は全部を免除されることがある。また、承認及び禁止されている生物的防除資材又はその他の有用生物のリストの公表も検討される場合がある。適当な場合には、禁止されている生物的防除資材は、(締約国が IPPC 及び ISPM 19 (規制有害動植物リストのための指針)に従って作成及び更新された)規制有害動植物リストに含まれるべきである。

#### 3.2 輸出国の NPPO の責任

輸出国のNPPOは、輸入国の植物検疫輸入要件が満たされていることを確保すべきであり、もし生物的防除資材又はその他の有用生物が潜在的な有害動植物又は植物に対する有害動植物の経路とみなされ、その積荷について輸入国から要求があれば、ISPM 12 に従い植物検疫証明書が発行されることを確認すべきである。

また、輸入国に生物的防除資材及びその他の有用生物の輸入に関する法令が存在しない場合、輸出 国の NPPO は、この基準の適当な項目に従うことが奨励されている。

#### 4. 輸入前の輸入者の文書に関する責任

#### 4.1 対象生物に関する文書の要件

生物的防除資材又はその他の有用生物の輸入者は、最初の輸入の前に、輸入締約国の NPPO 又は他の責任当局の要求する情報を提供すべきである。全ての生物的防除資材又はその他の有用生物の場合、この情報には、当該対象生物の正確な同定、一般的には種の水準での同定が含められる。有害動植物の防除を目的とする生物的防除資材が輸入される場合、対象有害動植物に関する情報には次のものも含まれうる

- その世界的分布と予想される原産地。

ISPM 3-10 国際植物防疫条約

- その既知の生態及び環境。
- その経済的重要性と環境に対する影響に関する入手可能な情報。
- その使用の考えられる利益とその使用をめぐる利害の対立。
- 対象有害動植物の既知の天敵、拮抗生物、並びに提案されている放飼地域若しくは世界の他の地域で既に存在、又は使用されているその他の生物的防除資材、又は競合生物。

全ての生物的防除資材又はその他の有用生物に関して、PRA に関連するその他の情報は、NPPO 又は輸入締約国の他の責任当局から要求される場合がある。

#### 4.2 生物的防除資材又はその他の有用生物に関する文書の要件

最初の輸入の前に、生物的防除資材又はその他の有用生物の輸入者は、輸出者と調整を行い、輸入 締約国の NPPO 又は他の責任当局に対し、次のものを含む生物的防除資材又は有用生物に関する情 報を盛り込んだ文書とそれに付随する適当な科学的参照を提供すべきである。

- 生物的防除資材又はその他の有用生物を正確に、一般に少なくとも種の水準まで同定するための十分な特徴づけ。
- その原産地、世界の分布、生態、天敵、超寄生体及び分布地域に対する影響に関する全ての 入手可能な情報の要約。
- 生物的防除資材又は有用生物の寄主の特異性に関する情報(特に確認された寄主のリスト) 及び対象外の寄主にもたらされる潜在的危険に関する入手可能な情報。
- 当該資材の天敵及び汚染物質に関する説明、並びにそれらを研究室のコロニーから除去する ために必要な手順。これには、必要に応じて生物的防除資材又は有用生物を培養している寄 主を正確に同定し、必要であれば、その寄主を培養物から除去するための手順が含まれる。 また、輸送前に何らかの植物検疫措置がとられた場合は、それに関する情報も提供がされる べきである。

# 4.3 潜在的危険及び緊急計画に関する文書の要件

最初の輸入の前に、生物的防除資材又はその他の有用生物の輸入者は、以下のような文書を NPPO 又は他の責任当局に提出することが奨励される。

- 生物的防除資材又はその他の有用生物を研究室、生産及び使用条件下で取り扱うスタッフ要員の健康への潜在的危険性を特定し、彼らにとってのリスク<sup>4</sup>を分析する文書。
- 生物的防除資材又は有用生物が予期のされない有害な特性を示した場合に、既存の緊急計画 又は手順を詳述する文書。

#### 4.4 検疫での調査に関する文書の要件

検疫での研究用として提案された生物的防除資材又はその他の有用生物の輸入者は、セクション 4.1~4.3 に記載されている、できる限り多くの情報を提供すべきである。しかしながら、ほ場で収集した潜在的な生物的防除資材を研究者が初めて輸入する場合にあっては、その正確な分類学的特性、寄主範囲、対象外の生物に対する影響、分布、生態、分布地域における影響等に関する説明がない可能性があることが認識されている。この情報は、候補となる生物的防除資材を検疫下で調査した後に確定される。

国際植物防疫条約 ISPM 3-11

\_

<sup>4</sup> 人の健康に及ぼす危険の分野に関する国際フォーラムにおいて入手可能な専門知識、手段及び研究を必要に応じて考慮すべきである。

研究者は、使用する検疫所と協力して次の情報も提供すべきである。

- 輸入申請した資材の性質
- 実施する研究の種類
- 一検疫所の詳しい説明(安全対策、並びにスタッフの能力及び資格を含む)
- 検疫所から脱出した場合に実施される緊急計画

この情報は、実施される研究の承認前に NPPO 又は他の責任当局から要求される場合もありうる。 NPPO 又は他の責任当局は提供された文書が正確であることを確認し、施設を検査し、必要に応じて修正を要求することができる。

## 5. 輸出者の責任

生物的防除資材又はその他の有用生物の輸出者は、次のことを確保することが奨励される。

- 輸入国の規制又は輸入許可証に明記されている全ての植物検疫輸入要件を満たしていること (NPPO の関連責任を説明しているセクション 3.2 も参照のこと)
- 全ての適当な文書が積荷に添付されていること
- 内容物の脱出を防ぐようしっかりとこん包されていること
- SIT に使用する生物は、SIT の目的のために必要な不妊化を実現するための処置が行われていること(例えば、必要最小限の吸収線量での放射線照射の使用)。使用した処理法と不妊化の効果に関する情報も提供すべきである。

#### 5.1 大量放飼予定の生物に関する特定の責任

大量放飼のための生物的防除資材又はその他の有用生物の輸出者は、輸入国の NPPO 又は他の責任当局にとって容認できる汚染水準を超えないことを確保するために講じた措置に関する文書を提供すべきである。

#### 6. 輸入時の輸入締約国の NPPO 又は他の責任当局の責任

# 6.1 検査

必要な場合(セクション 3.1.5 参照)、文書をチェックした後、検査は公式に指定された検疫所で行われるべきである。

# 6.2 検疫

NPPO は、適宜(セクション 3.1.6 参照)、生物的防除資材又はその他の有用生物が、必要とみなされる期間にわたり、検疫で培養若しくは飼育されるようにすべきである。

#### 6.3 放飼

NPPO 又は他の責任当局は、生物的防除資材又はその他の有用生物を直接放飼に回すことを認めることができる。ただし、全ての条件が遵守されており(特にセクション3の記述どおりに)、また必要な証拠書類が入手可能であることを条件とする(セクション4参照)。

#### 7. 放飼前、放飼時及び放飼後の NPPO 又は他の責任当局の責任

NPPO 又は他の責任当局は、放飼前に、近隣諸国に影響を及ぼす可能性のある予定している放飼の詳細を伝えることが奨励されている。このような情報の共有を促進するために、放飼前に関連する

ISPM 3-12 国際植物防疫条約

RPPO に対しても予定している放飼の詳細が伝達される場合もある。

輸入前に ISPM 2 及び/又は ISPM 11 に従い病害虫リスクアナリシスが行われていない場合は、それらの基準に定められている不確かさを考慮に入れて、放飼前に病害虫リスクアナリシスを行うべきである。病害虫リスク評価を実施することに加えて、締約国は対象外の無脊椎動物に対する影響等、考えられる環境への影響についても考慮すべきである。

NPPO 又は他の責任当局は、不妊虫の放飼前に不妊化処理の効果を確認することができる。

#### 7.1 放飼

NPPO 又は他の責任当局は、生物的防除資材又はその他の有用生物に関連する公的な要件、例えば、特定の地域に限定した放飼に関する要件を認可及び監査するべきである。この監査は、当該生物の輸入又は放飼に関する要件を変更するために利用することができる。

### 7.2 文書化

放飼された生物的防除資材又はその他の有用生物の追跡を可能にする十分な文書化は、NPPO 又は他の責任当局によって、維持管理されるべきである。

### 7.3 モニタリング及び評価

NPPO 又は他の責任当局は、対象生物及び対象外生物に対する影響を評価し、また必要に応じて、それに対応するために、生物的防除資材又はその他の有用生物の放飼をモニターすることがある。このモニタリングには、生物的防除資材(例えば、不妊虫)又はその他の有用生物を自然の状態で環境中に生息する生物との比較で容易に識別ができるよう、適宜、マーキング・システムが含まれるべきである。

#### 7.4 緊急計画

輸入締約国の NPPO 又は他の責任当局は、輸入国内で使用するために、適宜、緊急計画又は手順を 定め、又は導入する責任を負う。

問題が特定された場合(すなわち、不測の有害な出来事が生じた場合)、NPPO 又は他の責任当局は、可能な緊急行動を検討すべきであり、適宜、それらが実施され、関係者全員にその情報が伝達されることも確保すべきである。

# 7.5 情報伝達

NPPO 又は他の責任当局は、生物的防除資材又はその他の有用生物の国内の使用者及び供給者、農場主、農業者団体及びその他の利害関係者に対し、その使用のための適当な措置について常に情報を伝達し、教育するようにすべきである。

#### 7.6 報告

締約国は、例えば、生物的防除資材又は有用生物として使用される生物が有害動植物の特徴を示した場合などにおいて、IPPCに基づくあらゆる報告の義務を遵守すべきである。